# 地方分権改革推進本部設置要綱

#### 1 設置の目的

地方分権改革における具体的方策の検討を進め、国に対して積極的に提案していくとともに、国と地方の協議の場等の活用により、地方分権改革の推進と国、地方を通じた政策を効果的かつ効率的に推進することを目的として、地方自治確立対策協議会 (以下「自治確」という。)の中に地方分権改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

# 2 組織

- (1) 本部は、自治確の構成団体で組織する。
- (2) 本部に本部長を置き、全国知事会長を充てる。

## 3 業務

本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 下記の事項に関する、地方公共団体の意見のとりまとめ、調査・研究・啓発、 地方公共団体への情報提供及び政府への提案等。
  - ① 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲
  - ② 地方税財源の充実強化
  - ③ 地方共有税構想の実現
  - ④ 国庫補助負担金の廃止 (一般財源化)
  - ⑤ 国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小
  - ⑥ 国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理
  - ⑦ 地方分権改革への地方の参画
  - ⑧ その他
- (2) 国と地方の協議の場の運営に関する調整その他の地方六団体間の連絡調整
- (3) その他地方分権改革の推進に関する事項

## 4 経費

本部の運営に要する費用は、自治確が負担する。

# 5 事務局

- (1) 本部に事務局を置き、事務局長は全国知事会事務総長を充てる。
- (2) その他事務局に関することは、別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成19年1月16日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。